

いよいよ
始まりました
第2次請求

春日部市職員措置請求書（住民監査）を提出！ 保育の質・労働条件・公正な市政を守ろう

3月18日、春日部市の放課後児童クラブ事業のあり方を正すように、監査委員が春日部市に「勧告」することを求める「春日部市職員措置請求書（住民監査）」を提出しました。昨年5月の第1次請求（結果は棄却）に学び体制を整えて再挑戦です。

当日は、市役所別館会議室にて、イメージ図のように4人の弁護士、2人の監査請求人と運動団体からは自治労連が参加し、市の監査事務局からは事務局長他2名が対応しました。そして、22日には請求書の要件審査が行われて受理されました。

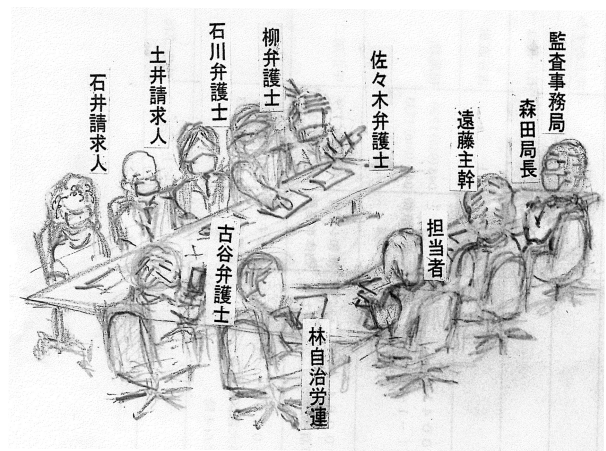
この監査請求の主体は、「春日部市放課後児童クラブ指定管理の違法を正し、保育の質の向上を図るための住民監査請求の会」とでもすべきなのですが、コロナ感染対策で、監査請求人も弁護士、運動団体もリモート協議中心にとりくみました。そこで、会の名称は近々に決めることになります。

運動は、春日部市内に住所がある監査請求人（住所は監査請求人となる要件）、春日部市の地域労働組合連合会（春労連）、自治労連埼玉県本部（県職・市町職組や県学童保育労組等で構成）、県内5事務所9名の弁護士（今後も増える予定）を中心に進められます。

なお、他に学童保育関係や地方自治・住民運動関係の団体・個人も参加をする予定です。

請求は何を求めているの？

直接には、①春日部市が放課後児童クラブ事業の指定管理者にした（株）トライグループが、市と結んだ協定書に違反して、常勤支援員を協定どおりの人数で配置しなかったにもかかわらず協定どおりの指定管理料を受取っていたという「違法な財務会計管理」を正すことです。②一方で、春日部市は、市が示した指定管理計画・協定どおりに放課後児童クラブ事業が運営されていないにもかかわらず、改善指導を適切に行えないままで、指定管理料を全額支払ってしまったという「適正な財務会計管理を怠った」ことの責任を市長がとるように求める監査請求です。



今回は弁護士参加で決意を示しましたが
監査請求は個人でも気軽にできる制度です。

その目指すものは何ですか？

①放課後児童クラブ事業の質を低下させず、子ども達の成長・発達と保護者が安心して働き続けられる事業内容を求めること。②常勤支援員不足の中で、とくに昨年3月からは新型コロナ対応も加わった過酷な勤務をしてきた支援員の労働条件を改善させること。③そして、その2つの課題の実現はひろく春日部市民の権利を守ることにもなることから、市政のあり方を市民の安全・安心、暮らし・雇用を守る方向へと求めていくことになります。④さらに、春日部市は市の仕事を正規職員に担わせるのではなく、会計年度任用職員などの非正規職員に担わせ、さらに民間の営利企業に丸投げのように外部化し、民間営利企業は正規労働者で業務を行うのではなく、さらに安上りの非正規労働者で利益の帳尻を合わせることになり.....結果として、市民の大多数である「労働者」全体の安上り雇用をすすめて、かつ保育

ノウハウの低下・流失という、自治体の役割りと公共の使用者にあるまじき事態に陥っていることから、その改善も求めることとなります。



様々な思いで参加

なお、参加者の中には、
⑤こんな乱暴なことがまかり通るなら、埼玉全体の放課後児童クラブ事業の後退を招きかねないので何とか改善させたい。
⑥自治体の現場業務を営利企業にまかせて軽視することは、イザという時に対処できなくなるのが今回のコロナ感染対応でも明らかであり、今後の市行政全体のあり方を問う運動でもある……と言っている人もいます。

ところで住民監査請求とは？

職場でも地域でも「住民監査請求」「職員措置請求」それ何？ と聞き返す人もいるでしょう。

総務省は……「住民からの請求に基づいて、地方公共団体の執行機関又は職員の行う違法・不当な行為又は怠る事実の発生を防止し、又はこれらによって生じる損害の賠償等を求めることを通じて、地方公共団体の財務の適正を確保し、住民全体の利益を保護することを目的とする制度」と言っています。

地方自治法242条が根拠になります。その第5項では「請求があつた場合には、監査委員は、監査を行い、当該請求に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を書面により請求人に通知する～当該請求に理由があると認めるときは～議会、(市)長～職員に対し必要な措置を講ずべきことを勧告する」となっており、第6項では「監査委員の監査及び勧告は～請求があつた日から60日以内に行わなければならない」となっています。

これからどうなるの？

監査請求書は、3月18日の受付・受理なので、それから60日以内と言え、5月17日までです。

それまでに市長が選任した3人の監査委員が審理を行います。その決定は、①市長に改善の「勧告」を行うか(その場合、市長は改善を行った結果を請求人に報告する)、それとも②監査請求には理由が無いとして「棄却」するかになります。

そして、棄却の場合、内容に道理が無く不服ならば、30日以内に地方自治法242条の2の定めにもとづいて、さいたま地方裁判所に「住民訴訟」を起こすこととなります。

少し詳しい監査請求内容

監査請求は2019年度分と2020年度分の2件で提出しました。どちらも基本は(株)トライが指定管理事業を受けるに際して“自ら提案した”「常勤」の支援員93名を配置せず「常勤」は64名程で、あとは非常勤支援員で運営した結果の不当利得金の、2019年度分1,944万円、2020年度分1,552万円の返還を市から(株)トライに請求するように求めています。

また、春日部市は、毎月、四半期、年度で、指定管理者に対して監督・運営改善の指示と実行をさせる責務がありましたが、それを怠っていました。そして、約束が果たされていないにもかかわらず指定管理料を全額支出し続けていました。

そのうえ2020年4月には支援員の勤務時間が「1日3.5時間、1週5日以上」(=週17.5時間)でも「常勤」扱いとする合意をしてしまいました。

これらのことは、市に重大な責任があり、(株)トライから不当利得の返還が行われない場合には、市長が同等の損害賠償を行うように求めています。

指定管理者制度は業務委託(請負)に似た制度で、競争する他社との「提案の優劣」で(株)トライが選定されました。そして、議会も(株)トライの提案を信用して指定管理者として議決しました(2018年12月)。にもかかわらず、守れない、守らせられないのでは市民や市政を裏切ることになります。

(仮)放課後児童クラブ指定管理事業の違法を正し、保育の質を守るための住民監査請求の会

仮連絡先：自治労連埼玉県本部 さいたま市浦和区岸町7-12-8 jichiroren-saitama@nifty.com 2021年3月22日 No.1